

38庁訓21

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令
防衛庁訓令第21号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令を次のように定める。

昭和38年4月26日

防衛庁長官 志賀 健次郎

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令

改正	平成9年11月21日庁訓第39号	平成13年2月27日庁訓第10号
	平成18年3月27日庁訓第12号	平成18年7月28日庁訓第83号
	平成19年1月5日庁訓第1号	平成19年8月30日省訓第145号
	平成23年3月11日省訓第5号	

(趣旨)

第1条 この訓令は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度について必要な事項を定めるものとする。

(職の分類制度の目的等)

第2条 職の分類制度は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊がその任務を遂行するために必要な職を分類整理する制度であつて、これを活用して自衛隊の部隊及び機関の編制、組織及び定員を定めるとともに、人事管理及び教育訓練の計画及び実施に資し、もつて自衛隊の任務を能率的に遂行させることを目的とする。

2 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のすべての職は、この訓令の定めるところにより分類整理しなければならない。

(用語の意義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職」とは、一人の隊員に割り当てられる職務及び責任をいう。
- (2) 「職務」とは、隊員に対し遂行すべきものとして割り当てられる仕事をいう。
- (3) 「責任」とは、隊員が職務を遂行し、又は職務の遂行を指揮監督する義務をいう。
- (4) 「特技職」とは、職務の種類及び複雑の度と責任の度が十分類似している職をまとめたものをいう。
- (5) 「付加特技職」とは、陸上自衛隊の特技職に特定の職務及び責任を付加するものをいう。
- (6) 「職域」とは、人事管理又は教育訓練上の必要に応じ職務の種類が比較的類似している特技職をまとめたものをいう。

(7) 「特技」とは、特技職又は付加特技職の職務及び責任を遂行するために必要な知識、技能、身体的能力及び心理的適性をいう。

(8) 「幕僚長」とは、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。

(特技職の名称及び番号等)

第4条 特技職には、その特質を明確に表す名称及び特技職相互の関係を明らかにする番号をつけるものとする。

2 付加特技職には、その特質を明確に表す名称及び記号をつけるものとする。

3 特技は、当該特技に係る特技職の名称及び番号又は付加特技職の名称及び記号によつて表示するものとする。

(特技職の設定)

第5条 特技職並びにその名称及び番号は、防衛大臣が定める。

2 付加特技職並びにその名称及び記号は、防衛大臣が定める。

3 幕僚長は、常時職務分析を行い、随時前2項の防衛大臣の定めに関し意見を具申しなければならない。

4 職務分析においては、職の職務及び責任の実体を完全、かつ、正確に把握し、その職務及び責任の遂行に必要な知識、技能、身体的能力及び心理的適性を明らかにするものとする。

(職域)

第6条 幕僚長は、人事管理又は教育訓練上の必要に応じ、職域を定めることができる。

2 職域には、その内容を表わす名称及びその識別のために必要な番号又は記号をつけるものとする。

3 幕僚長は、前2項の規定による定めを行う場合には、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

(特技職明細書)

第7条 幕僚長は、特技職又は付加特技職ごとに、特技職明細書を作成するものとする。

2 特技職明細書においては、特技職又は付加特技職の名称及び番号又は記号、職務及び責任の概要、職務及び責任の細目、特技その他必要な項目について記載するものとする。

3 職務及び責任の概要の項目並びに職務及び責任の細目の項目においては、その特技職又は付加特技職に属する職に共通する特質について記述するものとする。

4 特技の項目においては、その特技職又は付加特技職に係る特技を示す。

(特技職別の職の組成等)

第8条 自衛隊の部隊又は機関に置かれる職の特技職別の組成及び定数は、部隊の編制又は機関の組織及び定員に関する訓令その他の防衛大臣の命令において示すものとする。

(人事管理及び教育訓練への活用)

第9条 隊員の人事管理及び教育訓練の計画及び実施に当たっては、職の分類制度の成果の活用を図るものとする。

(特技保有者の認定)

第10条 隊員が第7条の特技職明細書に定められた特技を保有するに至った場合には、特技保有者として認定し、特技保有者がその特技を保有しなくなつた場合には、特技保有者の認定を取り消すものとする。

2 特技保有者の認定権者、認定又は取消しの時期及び方法その他特技保有者の認定又は取消しに関して必要な事項は、幕僚長が定める。

(委任規定)

第11条 この訓令の実施に関して必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和38年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この訓令は、昭和38年9月30日までの間は、航空自衛隊については、適用しない。